

ご確認ください!

# 令和3年度介護保険料

介護保険料は前年の所得などに応じて個人ごとに決まります。介護保険制度は支え合いの制度であり、皆さんの保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、誰もが安心してサービスが利用できるよう保険料の納付をお願いします。

## 普通徴収(納付書)

次に該当するかたは、銀行などの窓口払いまたは口座振替で保険料を納付します。

- ・年金の年額が18万円未満のかた
- ・年度の途中で65歳を迎えたかた
- ・転入されたかた など

普通徴収の納期限は右のとおりです。期限までの納付をお願いします。

第1期	第2期	第3期
8月2日(月)	9月30日(木)	11月30日(火)
第4期	第5期	
1月31日(月)	3月31日(木)	

## 特別徴収(年金からの引き落とし)

年金の年額が18万円以上のかたは、年金から徴収します。

段階	対象者	保険料年額
第1段階	本人が住民税非課税 生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税のかた。世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下のかた。	19,800円 (軽減前33,000円)
第2段階		33,000円 (軽減前49,500円)
第3段階		46,200円 (軽減前49,500円)
第4段階		59,400円
第5段階		66,000円 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税 合計所得金額120万円未満のかた。	79,200円
第7段階		85,800円
第8段階		99,000円
第9段階		112,200円

※前年度に引き続き、所得段階第1段階～第3段階のかたの保険料負担軽減を行います。

## 新型コロナウイルス感染症の影響による減免

次の①または②となった世帯は、申請により介護保険料が全額免除・一部減額となります。

- ①主たる生計維持者が死亡・重篤となった(全額免除)
- ②主たる生計維持者の収入が前年と比べ3割以上減少し、前年の所得合計額が400万円以下(一部減額)  
※対象となる収入は「事業収入」「不動産収入」「山林収入」「給与収入」のいずれかです。

申請には収入を証明する書類の提出が必要です(前年所得がわかるもの、月別収入の内訳がわかるものなど)。その他必要な書類、対象となる収入などの詳細については、下記担当までお問い合わせください。

問合せ 福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233